

意見公募手続を実施しなかった場合

1 規則等の題名

高知県公安委員会審査請求手続規則（平成28年高知県公安委員会規則第7号）

2 根拠法令・条項

高知県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年高知県条例第34号。以下「条例」という。）

3 規則等の制定日

令和5年4月1日（土曜日）

4 結果公示の日

令和5年4月1日（土曜日）

5 適用除外条項

高知県行政手続条例（平成7年高知県条例第45号）第38条第4項第8号に該当

6 適用除外の理由

条例の施行により、高知県個人情報保護条例（平成13年高知県条例第2号）が廃止されることに伴い、当然必要とされる規定の整理であることから、意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更にあつた

7 規則等の概要

- 高知県公安委員会審査請求手続規則の一部を改正する規則
- 新旧対照表

8 参考資料

9 担当課・連絡先

- 高知県警察本部警務部監察課 TEL：088-826-0110（代表）

10 備考

公安委員会規則

高知県公安委員会審査請求手続規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月1日

高知県公安委員会委員長 小田切 泰禎

高知県公安委員会規則第10号

高知県公安委員会審査請求手続規則の一部を改正する規則

高知県公安委員会審査請求手続規則（平成28年高知県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第29条中「第15条の2」を「第15条の2第1項」に、「高知県個人情報保護条例（平成13年高知県条例第2号）第33条の2」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第106条第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 高知県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年高知県条例第34号）附則第3項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例附則第2項の規定による廃止前の高知県個人情報保護条例（平成13年高知県条例第2号）第33条の2に規定する審査請求については、この規則による改正前の高知県公安委員会審査請求手続規則第29条の規定は、なおその効力を有する。

新 旧 対 照 表

新

高知県公安委員会審査請求手続規則（抜粋）

（審理官に関する規定の適用除外）

第29条 高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）第15条の2第1項に規定する審査請求及び個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第106条第1項に規定する審査請求については、第3条、第10条第2項、第11条から第25条まで及び第27条の規定は、適用しない。

旧

高知県公安委員会審査請求手続規則（抜粋）

（審理官に関する規定の適用除外）

第29条 高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）第15条の2に規定する審査請求及び高知県個人情報保護条例（平成13年高知県条例第2号）第33条の2に規定する審査請求については、第3条、第10条第2項、第11条から第25条まで及び第27条の規定は、適用しない。